

定 雇 号 外
令和 8 年 8 月 4 日

令和 8 年度に助成金支給期間が満了する予定の
事 業 主 様

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室長

事業復興型雇用確保助成金（雇入費）に係る実績報告書の提出及び請求手続の御案内
時下、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和 8 年度の事業復興型雇用確保助成金の支給決定を受けた事業所は、「岩手県事業復興型
雇用確保助成金支給要領」第 10 の規定により、当該年度分の実績報告書を提出していただくことと
しておりますが、令和 8 年 11 月 30 日までに支給対象期間が終了する予定の事業所の提出期限を下記
のとおりとしました。

つきましては、貴事業所が支給対象期間を終了する予定であることから、別紙のとおり実績報告書
の作成等に係る手引書を送付いたしますので、書類を作成の上、期限までに提出いただくようお願い
します。

記

1 提出期限

令和 8 年 12 月 18 日（金）【必着】

2 送付資料

- ・連絡票（重要）
- ・「岩手県事業復興型雇用確保助成金」（雇入費）実績報告の手引き—令和 8 年度終了事業所—
- ・提出書類チェックリスト（実績報告及び請求書）
- ・事業復興型雇用確保助成金終了時アンケート 実績報告書類と一緒に御返送ください。

3 注意事項

- (1) 支給対象期間が満了した日以降に実績報告書を提出してください。支給対象期間終了前の受
付はできません。
- (2) 変更申請が必要な場合は、実績報告の前にあらかじめ変更申請が必要です。
令和 8 年度の変更申請を行っている場合には、変更に係る決定通知を受けた後、実績報告書
を提出してください。
- (3) 育休・産休・補充等により、支給対象期間が終了していない事業所は、今回の提出は対象外
となります。（後日、あらためて御案内します。）

4 お問い合わせ先

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1
岩手県商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 事業復興型助成金担当
電話：019-656-1571、FAX：019-656-1572
受付時間：平日 9：30～12：00、13：00～16：30

【担当】
雇用推進担当 長田
TEL：019-629-5593
FAX：019-629-5589